

補助開始、代理権付与、同意権付与の申立てをされる方へ

同意書提出のお願い

同意書とは

補助開始の審判、代理権（同意権）付与のご本人（申立書の「本人」に該当する方）が、手続について同意していることを示す書類です。保佐用と補助用があります。

同意書の準備方法

申立てにあたり、以下の手順で同意書をご準備ください。

1 保佐開始の審判とともに代理権付与を申し立てられる場合

代理行為目録の行為について、保佐人に代理権を付与することについて、ご本人の意向を確認してください。ご本人が同意された場合には、その日付を記入し、ご本人に署名押印をもらってください。

代理権付与の申立てをしない場合には、同意書の提出は不要です。

2 補助開始の審判と共に代理権付与、同意権付与を申し立てられる場合

補助開始の審判並びに代理行為目録及び同意行為目録の行為について、補助人に代理権や同意権を付与することについて、ご本人の意向を確認してください。ご本人が同意された場合には、その日付を記入し、ご本人に署名押印をもらってください。

代理権付与、同意権付与の申立てをしない場合には、その箇所の記入は不要です。

3 既に保佐開始又は補助開始の審判がされていて、新たに代理権付与、同意権付与の申立てをする場合

1, 2と同様に, ご本人の意向を確認していただき, 同意書をご準備ください。

同意書の提出方法等

以下の手順で提出していただきますよう, よろしくお願ひします。

- 1 同意書をご準備いただきましたら, 同意書並びに代理行為目録及び同意行為目録について, ご本人の控えとして, **写しを一部ご準備ください**。
- 2 同意書並びに代理行為目録及び同意行為目録の原本は, 他の申立書類とともに家庭裁判所に提出してください。
- 3 同意書並びに代理行為目録及び同意行為目録の**写しは, ご本人の手元で保管してください**。後日, 同意書と目録の写しを見ていただきながら, 調査官がご本人に意向を確認します。

福岡家庭裁判所及び各支部、出張所一覧

申立てをする裁判所は、本人（認知症等のため支援が必要な方）の住所地（本人が実際住んでいる場所）を管轄する家庭裁判所となります。ご不明な点がありましたら、各裁判所にお問合せください。

問合せ先

裁 判 所	管轄（本人の住所地）
福岡家庭裁判所本庁 後見センター（開始係） 〒810-8652 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 (電話) 092-981-9606	福岡市，筑紫野市，春日市 大野城市，太宰府市，古賀市 糸島市，那珂川市，糟屋郡 宗像市，福津市
甘木出張所（書類等の受付のみ。審理は本庁後見センター） 〒838-0061 朝倉市菩提寺571番地 (電話) 0946-22-2113	朝倉市，朝倉郡
小倉支部 〒803-8531 北九州市小倉北区金田1丁目4番1号 (電話) 093-561-3431	北九州市，中間市，遠賀郡
行橋支部 〒824-0001 行橋市行事1丁目8番23号 (電話) 0930-22-0035	行橋市，豊前市，京都郡 築上郡
飯塚支部 〒820-8506 飯塚市新立岩10番29号 (電話) 0948-22-1383	飯塚市，嘉麻市，嘉穂郡
直方支部 〒822-0014 直方市丸山町1番4号 (電話) 0949-22-0522	直方市，宮若市，鞍手郡
田川支部 〒826-8567 田川市千代町1番5号 (電話) 0947-42-0163	田川市，田川郡
久留米支部 〒830-8512 久留米市篠山町21番地 (電話) 0942-38-6141	久留米市，小郡市，うきは市 三井郡
八女支部 〒834-0031 八女市本町537番地の4 (電話) 0943-23-4036	八女市，筑後市，八女郡
柳川支部 〒832-0045 柳川市本町4番 (電話) 0944-72-3121	柳川市，大川市，三潨郡 みやま市（旧高田町を除く）
大牟田支部 〒836-0052 大牟田市白金町101番地 (電話) 0944-53-3503	大牟田市 みやま市内の旧高田町